

男女共同参画影響調査研究会報告書（平成12年12月）[骨子]

1. 影響調査の意義・目的

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる社会制度・慣行に男女共同参画の視点を反映させる必要がある。影響調査は、この認識に基づき、広範多岐にわたる政府の施策を整合性をもって効果的に促進するために、政策過程を男女共同参画の視点にたって再構築することを目的として行う。

女性と男性の役割、状況、ニーズ等が現実として異なっている中で、影響調査は、政府の施策が女性と男性にいかなる異なる影響を与えるかを調査するものであり、施策の各段階に男女共同参画の視点を組み込むことを目指す。

2. 影響調査の必要性・有益性

人的資源の半数を占める女性の個性と能力の発揮、女性の参画・貢献を推進することが不可欠であり、政府の施策をできる限り男女共同参画社会の形成の促進に資するようにするために必要。

調査結果を施策に反映することは、男女共同参画社会の形成にとってプラスであるだけでなく、施策の効果が男女ともに広く及ぶようになることで、施策の本来目的に照らしても有効性、効率性が高まる。国民からの意見も取り入れつつ調査し、結果を公表することにより、施策の透明性が高まるというメリットも期待できる。

「政策評価」において問題のない施策であっても、男女共同参画影響調査の結果、男女共同参画社会の形成の観点から改善が望まれることもあり得る。

3. 影響調査の実施上のポイント

(1) 調査の対象、調査の時期、調査項目

調査の対象施策：

特に「政府の重点施策」、「性別による偏りが大きいと予想される施策」、「資源投入量が多い施策」が考えられる。

調査の時期：施策の内容により、事前、進行中、事後

調査項目の基本的な考え方：

- ・ 女性、男性双方の実際的なニーズを満たすように努めているか
- ・ 女性、男性のいずれかが施策の便益から排除されないようにしているか
- ・ 施策の対象となる女性、男性双方の意見を聴くようにしているか
- ・ 施策の企画・立案、実施において女性、男性双方が参加しているか

(2) 体制の整備

内閣府男女共同参画局と各府省の緊密な連携、外部専門家との連携
各府省の様々なレベルへの研修・訓練の実施

(3) 実効性の確保

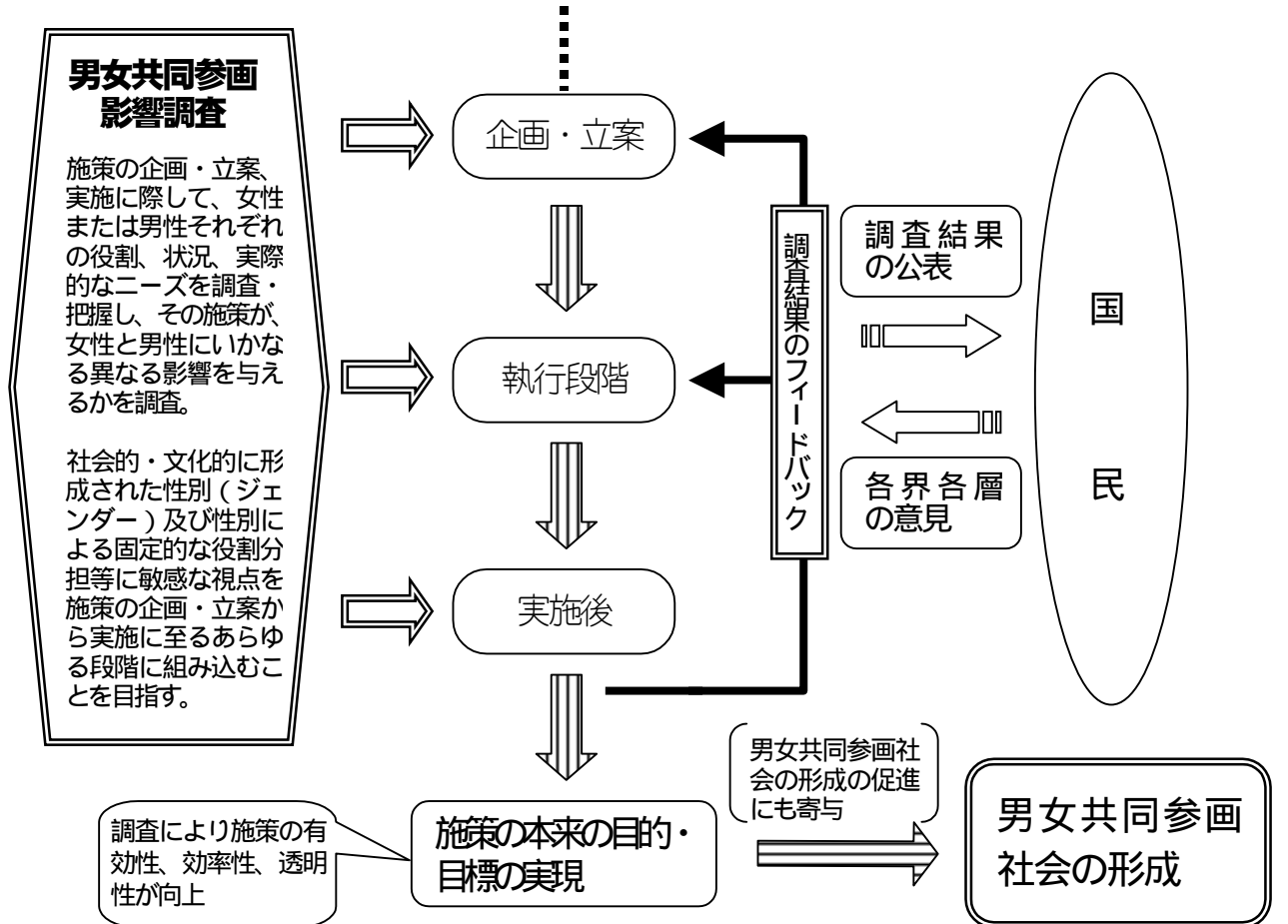
各府省の担当部署の明確化、機能の充実、相互の連携
調査結果の公表、各界各層の意見の取り入れ

〔概念図〕

男女共同参画影響調査について

政府の施策

男女共同参画社会の形成の促進のためには、
従来の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（狭義の男女共同参画関連施策）
に加え、
一見して男女平等や女性の地位向上とは無縁であるような目的・手段をもつ施策であるが、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策（広義の男女共同参画関連施策）
をも視野に入れた取組が必要となる。



男女共同参画影響調査

男女共同参画影響調査の方法

➤ 対象となる施策

特に、「政府の重点施策」、「性別による偏りが大きいと予想される施策」、「資源投入量が多い施策」が考えられる

➤ 調査の主体

- ・内閣府に設置される男女共同参画会議とともに、内閣府男女共同参画局及び各府省も同調査を行うことを期待
- ・調査に当たっては、内閣府男女共同参画局、各府省、調査対象分野の専門家、男女共同参画分野（女性学・ジェンダー研究等）の専門家等の連携が必要

➤ 調査の時期

施策の内容等によって、「施策の企画・立案段階における実施前（事前）」、「施策の執行段階における実施開始後（進行中）」、「施策の結果に関する施策実施後ある程度時間を経過後（事後）」が考えられる

➤ 調査項目の基本的な考え方 - 施策に望まれること

- ・女性、男性双方の実際的なニーズを満たすように努める
- ・女性、男性のいずれかが施策の便益から排除されないようにする
- ・施策の企画・立案、また事後において施策の対象となる女性、男性双方の意見を聴くようにする
- ・行政において、施策の企画・立案、実施において女性、男性双方が参加する

男女共同参画影響調査に係る体制

- ・内閣府男女共同参画局と各府省の緊密な連携、外部の専門家との連携
- ・各府省の様々なレベルを対象とした、調査に関する理解を深めるための研修・訓練の実施

実効性の確保

- ・各府省の担当部署の明確化やその機能の充実を図るとともに、相互の連携を確保
- ・調査結果については公表し、広く社会に問い、各界各層の意見を取り入れていく

男女共同参画影響調査における調査項目の参考例

➤ 施策の企画・立案段階における、実施前（事前）の調査

	ア	イ	ウ
調査に当たって必要な性別データが存在するか。			
施策の対象となる人々及びその現状を男女別に把握しているか。			
性に起因する問題（安全、健康面等に係るもの）を配慮しているか。			
女性、男性双方の実際的なニーズを考慮しているか。			
施策の対象となる女性、男性それぞれに等しく施策の便益が及ぶようになっているか。			
女性、男性に対して、間接的なプラスあるいはマイナスの影響が考えられないか。			
男女間の既存の社会的・経済的格差を拡大するか、縮小するか。			
社会（政府、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の様々な役割が考慮されているか。			
施策の対象となる女性、男性双方に協議がなされ、双方の意見を聞いているか。			
行政において施策の企画・立案に女性と男性双方が参加しているか。			

➤ 施策の執行段階における、実施開始後（進行中）の調査

	ア	イ	ウ
女性、男性双方にとって利用・参加しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか。			
性に起因する問題（安全、健康面等に係るもの）を配慮する必要がある場合、施策を実施する者の性別に配慮しているか			
施策を実施する者が男女共同参画を配慮・推進しているか。			
行政において施策の実施についての意思決定及び実施に女性と男性双方が関与しているか。			

➤ 施策の結果に関する、施策実施後ある程度時間を経た後（事後）での調査

	ア	イ	ウ
調査に当たって必要な性別データが存在するか。			
女性、男性双方の実際的なニーズが満たされたか。			
実際の利用・参加状況はどうであったか。			
女性、男性双方が施策に満足したか。			
施策の対象となる女性、男性それぞれに等しく施策の便益が及んだか。			
女性、男性双方が施策の企画・立案、実施への参加の仕方に満足したか。			
女性と男性双方が施策の企画・立案、実施に参加したことでどのような変化があったか。			
女性、男性に対して間接的なプラスあるいはマイナスの影響はなかったか。			
男女間の既存の社会的・経済的格差を拡大したか、縮小したか。			
社会（政府、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の様々な役割にどのような変化を与えたか。			
他分野、社会経済全体に及ぼす影響は何か。			

- （注）1．ア：政府の重点施策
イ：性別による偏りが大きいと予想される施策
ウ：資源投入量が多い施策
2． は、特に重要と思われる項目

男女共同参画影響調査研究会海外調査結果の概要

国名	カナダ ¹	オーストラリア ²	フィリピン
フォーカルポイント (設立年)	女性の地位庁 (1976年) 111人 国際開発庁 (1968年)	首相・内閣府女性の地位局 (1982年)	女性の役割委員会 (1975年)
影響調査を行うにあたっての根拠法	・ カナダ権利と自由憲章 ・ 人権法 ・ 連邦雇用平等法	性差別禁止法他関連諸法律	開発と国家形成における女性法 一般歳出法
推進体制	女性の地位庁+関連省の女性担当部局 ジェンダー平等課と評価課においてジェンダー分析を実施。	女性の地位局+各省庁の女性政策部	国内本部機構(監視・評価課12人)+各省庁にフォーカルポイントを設置しGAD主流化を促進。各省庁ジェンダー分析・監視・評価の強化を勧告
予算	1,720万カナダドル(2000年)	-	-
行動計画等	次世紀に備えた舞台づくり;ジェンダー平等のための政府計画	-	ジェンダーに対応した開発のためのフィリピン計画(1995-2025)
影響調査の対象施策、手法	・ 政策全般、各省庁における女性政策担当部局が各々の所管の政策施策に関してジェンダー分析を行う。 ・ 女性の地位庁は政府全体の政策や方針を分析評価。 マニュアル、ガイドラインの開発、ジェンダー訓練の実施	複線手法(主流:特に女性のみを対象にしているわけではない+対象を絞った:女性の特定の課題に対応する双方の施策を対象とする)を採用 首相と補佐大臣にハイレベルな政策助言を行う。 ・ 既存の施策あるいは施策の提案が著しく性別の影響をもつ場合あるいはもつことが予想される場合に、政策の形成過程にジェンダー課題を組み込む。 ・ 著しく性別の影響は持たないと予測される施策で	国際条約等により実行が義務付けられているもの 特別法があるもの 間接的に女性の地位に影響を与える法律 予算額が大きいもの ジェンダー課題に対応するものとして優先順位が高いもの GAD 予算政策 (法律に従って全ての政府省庁・機関は歳出の最低5%をジェンダー課題を売り出す事業に宛て、議会・予算管理省、女性の役割国内委員会にGAD 関連施策、事業・活動の業績や執行額を示す年次報

		<p>はあるが、政策の形成と決定過程の一部として性別の影響を測り測定するために、性別データを考慮することがある。</p>	<p>告を提出する)</p>
<p>影響調査の施策のフィードバック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地位庁におかれた影響調査担当部局間の連携の強化 ・ ジェンダー訓練の実施 ・ 政策研究の支援 ・ 統計庁との連携 ・ 研究機関等との連携 ・ 予算分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府のジェンダー分析・監視・評価の結果を各省庁で適切な政策形成、施策の管理及び評価プロセスに組み込む。 ・ 分析結果は関係省の大臣及び幹部が利用でできるよう整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省庁のフォーカルポイント会合の開催 ・ GAD 会合の開催 ・ 各省庁からの報告の審査及びフィードバック ・ 各省の GAD 主流化の達成について立法府が行う報告・監視に参加。

- 1 カナダにおいては、別途ブリティッシュコロンビア州においても調査を実施している。
- 2 オーストラリアにおいては別途ニューサウスウェールズ州においても調査を実施している。